

# 介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金

## 募 集 要 項

○申請受付期間 令和5年3月30日（木）  
～ 令和5年12月22日（金）

○申請書類の提出先 長崎県福祉保健部 長寿社会課  
介護人材確保推進班  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
TEL 095(895)2440/FAX 095(895)2576

○申請書類の提出方法 郵送

※募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、  
ご利用ください。（長崎県福祉保健部 長寿社会課ホームページ）

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/604104.html>

長崎県福祉保健部 長寿社会課

## 1. 事業の目的

介護ロボットや ICT 等のデジタル機器を効果的に活用できる人材を育成することにより、介護事業所等における業務効率化、職員の業務負担軽減及び介護サービスの質の向上を促進します。

## 2. 補助対象者

次の要件を全て満たすものであること。

なお、複数の事業所を運営する法人については、各事業所の事業計画書を法人で取りまとめてから提出してください。

- (1) 県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく以下のいずれかのサービス事業所・施設等であること。また、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。

訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所及び居宅療養管理指導事業所
通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

- (2) 県や他事業所から要請があれば、特段の支障がない限り、取組内容を他事業所等へ紹介でき、県のホームページ等で公表することに同意できる事業所

### 3. 補助率及び補助金額

補助率	補助金額
3分の2以内	上限：50万円 下限：5万円

※千円未満の端数は切捨

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は次のとおりです。

経費区分	内容
研修実施費用	<ul style="list-style-type: none"><li>○講師謝金<ul style="list-style-type: none"><li>・所得控除前の金額（旅費・車代・食費等は含めない。）</li></ul></li><li>○講師旅費（交通費・宿泊費）<ul style="list-style-type: none"><li>・勤務先または自宅から研修会場までに要した旅費（ガソリン代・高速道路使用料・駐車場代・食費等は含めない。）</li></ul></li><li>○研修で使用する機器の借上費・運搬費等<ul style="list-style-type: none"><li>・研修で使用する介護ロボットや ICT 及びタブレット端末等周辺機器の借上費用・運搬費用で、当該研修のみに使用したもの</li><li>※通信費、通信環境整備に係る工事に要する経費などのハード整備や、タブレット端末購入経費等は対象外</li></ul></li><li>○研修に活用するテキスト代等</li><li>○その他、事業の実施に知事が必要と認めるもの</li></ul>

※1 介護ロボット・ICTの機器導入については、「長崎県介護ロボット・ICT普及促進事業補助金」をご活用ください。

※2 本補助金（介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金）の交付申請を行っていることが、（※1）の補助金を活用できる前提条件となっておりますので、ご注意ください。

### 5. 補助対象外経費

次の費用は補助対象外です。

- （1）補助金交付決定の前に開催、開催へ向けた契約を締結したもの
- （2）他の補助金の交付を受けている費用又は受けることを予定している費用
- （3）補助金の事業実施期間内に当該研修の開催や支払いが完了しないもの
- （4）補助金の事業実施期間以降の研修開催に要する費用
- （5）その他当該事業として適当と認められない費用

## 6. 事業実施期間

交付決定後から令和6年2月16日（金）まで

※交付決定後に事業実施が可能となり、上記の期間中に、研修の実施から経費の支払までを完了する必要があります。

## 7. 申請受付期間

令和5年3月30日（木）から令和5年12月22日（金）まで（当日消印有効）

## 8. 申請方法

申請受付期間内に郵送で提出を受け付けます。

なお、申請書類の提出及び申請に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

### 【申請書類提出先・問い合わせ先】

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

TEL：095-895-2440 FAX:095-895-2576

E-mail：[kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp)

※お問い合わせのメールを送信する際には、メールの件名へ

【介護ロボット・ICT等活用人材育成事業】を含めてください。

## 9. 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

<必要書類一覧>

様式番号	様式名	交付申請	実績報告	補助金請求	その他	備考
第1号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金交付申請書	●				
第2号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金事業計画書	●				
第3号	誓約書	●				
第5号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書				△	△ 該当がある場合のみ
第6号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書				△	△ 該当がある場合のみ
第7号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業に係る補助事業遅延				△	△ 該当がある場合のみ

	等報告書						
第8号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書				△	△	県から指示があった場合のみ
第9号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金実績報告書		●				(事業完了後)
第10号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金 補助事業実績書		●				(事業完了後)
第12号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金 請求書			●			(交付額確定後)
第13号	消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書				●	●	(各事業者における消費税等に係る仕入れ控除税額確定後)
参考資料	介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス事業所・施設等であることを証する書類の写し(有効期限のもの)	●					
参考資料	補助事業に係る支払いが確認できる書類(領収書等)の写し		●				
参考資料	開催した研修の概要がわかる書類・開催状況がわかる写真		●				

<注意事項>

- 事業の完了した日から30日を経過した日又は、令和6年2月29日(木)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。(期限内に提出がない場合、補助金のお支払いができません。)
- 県が交付額を確定し、適正な請求書が提出された後に、補助金を支払います。
- 事業が完了し、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する必要があります。

【参考】県から発出する文書の様式

様式番号	様式名	交付申請	実績報告	補助金請求	その他	備考
第4号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金交付決定通知書	●				
第11号	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金 交付額確定通知書		●			

## 10. 交付決定時期

令和5年7月までに申請があったものは、8月下旬までに、交付決定します。  
その後は、随時交付決定します。

## 11. 様式のダウンロードについて

本募集要項は県ホームページに掲載しており、必要な様式等もダウンロードできますのでご参照ください。

◆県 HP トップ>分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>介護人材確保の取組の情報>介護ロボット・ICT 普及促進事業>介護ロボット・ICT 等活用人材育成事業補助金

URL : <https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/604104.html>

長崎県 介護ロボット 人材育成 補助金 **検索**

## 12. Q&A

	お問い合わせ内容	回答
(1)	補助額には、消費税及び地方消費税は含まれるか？	本補助金は、消費税及び地方消費税額を含めた金額が補助額となります。
(2)	どのような研修を実施すればよいか分からない。	本事業では、介護現場で、介護ロボットやICT等のデジタル機器を効果的に活用できる人材の育成を目的としており、以下のような研修内容を想定しています。 ◆ICTの基礎知識、各種記録の活用方法 ◆ICT活用のためのスマホ・タブレット・インカム等の使い方 ◆ICTを活用して得られたデータの業務へのフィードバック方法 ◆業務最適化のためのICTの運用方法 など 12. 研修の実施例 をご参照ください。
(3)	これから介護事業所を開設しようとしているが、開設予定の事業所であっても補助金の申請は可能か？	補助対象の事業所は、介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律のいずれかに基づく事業所・施設等となっており、開設済みの事業所が対象となります。 (2. 補助対象者 (1) をご参照ください。)
(4)	法人内の複数の事業所で研修の実施を検討しているが、交付申請を行う場合、1つの	原則、事業計画書は、研修開催施設ごとに作成してください。なお、研修開催施設以外に、研修に参加する施設がある場合には、「研修参加

	事業計画書（様式第2号）に複数事業所分の申請を行うことは可能か？	<p>の他施設」として、研修開催施設の事業計画書に記載してください。</p> <p>※提出の際には、法人内で各事業計画書を取りまとめのうえご提出ください。</p> <p>※補助限度額は、研修開催施設ごとに適用されます。</p>
(5)	事業計画書（様式第2号）の担当者は、複数名記載してよいか？	当課からの問合せ対応等は、ご担当者お一人にご連絡しますので、1名のみご記入ください。
(6)	事業完了後30日以内に実績報告とあるが、事業完了日は、研修の終了日と捉えてよいか？	事業完了日は、研修を実施し、研修に必要な経費の支払が完了した日（領収日）となります。
(7)	免税事業者であるが、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する必要があるのか？	課税・免税事業者を問わず、全事業者が報告する必要があります。
(8)	介護ロボットやICTの導入に対する補助金はないのか？	<p>「介護ロボット・ICT普及促進事業補助金」により、機器導入に対する支援を行っておりますので、県ホームページからご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <span style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">長崎県 介護ロボット 導入 補助金</span> <span style="background-color: black; color: white; padding: 0 5px;">検索</span> </div> <p>なお、令和5年度に、<u>機器導入の補助金を活用するには、「介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金」の申請を行うことが条件となっております</u>ので、ご注意ください。</p>
(9)	新たに機器を導入する予定はないが、本補助金の申請が可能か？	既存の機器を効果的に活用するための研修なども補助対象となります。

## 12. 研修の実施例

本補助金を活用した研修の実施の一例を紹介しますので、参考にご覧ください。  
※必ずしも実施例のとおりに事業を進める必要はございませんので、各事業所の状況に応じて実施してください。

<実施例>

8月 (1)スマホ教室、ICTの基礎知識、タブレット、インカムの基礎知識

9月 (2)ICTの使用法、各種記録の効果的な活用方法、運用例

10月 機器導入

(3)分析データの業務へのフィードバック、他施設での運用例

11月 (4)業務改善勉強会、他施設での運用例

12月 (5)業務改善勉強会、介護報酬請求への反映、情報共有の応用

## 13. その他

介護ロボットやICTの導入・活用に参考となる情報を、県ホームページ『[介護ロボット・ICTの導入・活用を検討されている介護事業所のみなさまへ](#)』に掲載しています。

長崎県 介護ロボット 導入 検討

検索

◆県HP ホーム > 分類で探す > 福祉・保健 > 高齢者・介護保険 > 介護人材確保の取組の情報 > 介護ロボット・ICT普及促進事業 > 介護ロボット・ICTの導入・活用を検討されている介護事業所のみなさまへ